



税のしるべ

第3689号

(昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ

2026年

主な記事

ふるさと納税の控除額に上限 2面

6年度の租特適用実態を報告 2面

税務CGの取組事例等を公表 3面

国民保険料の追納による控除に注意 3面

国民会議を初開催、消費減税等を議論

8年度税制改正法案を提出

政府は2月20日、国税、地方税それぞれの令和8年度税制改正法案を閣議決定し、国会に提出した。同日、8年度予算案も国会に提出した。予算案は昨年と比べて27日、税制改正法案は16日遅れの国会提出となる。今年度末までの成立は困難との見方も一部にあるが、高市早苗首相は野党に対し、年度末までの成立を呼びかけている。また、政府は同26日、食料品の時限的な消費税率ゼロと、その後の給付付き税額控除の導入を含めた社会保障と税の一体改革を議論する社会保障国民会議を初開催した。

野党の参加はチームみらいのみ

国民会議では、食料品の消費税率ゼロと給付付き税額控除について、同時並行的に議論を進め、それぞれについて今年夏前をめどに中間とりまとめを行う。その後、例年6月にとりまとめている骨太の方針に反映の上、制度を閣議決定し、一定の準備期間を経て実施に移すために必要となる法案を提出することを想定する。

政府・参加政党間の協議や意見集約の場とする国民会議を親会議と、親会議の下に政府および各党の実務者による「給付付き税額控除等に関する実務者会議」を設け、あわせて専門的・技術的な論点を集中的に検討・精査する有識者会議も設置する。国民会議は超党派で行うこととして、この日は自民党、日本維新の会と野党のほかに参加した政党はチームみらいのみだった。

会議の締めくくりに、出席していた高市首相は「税、社会保障料負担、それから物価高に苦しむ中所得者、低所得者の方々の負担を緩和したいと考えている」「例えばこれからの物価動向や、感染症が急に蔓延して大変なことになったときに、もう少し柔軟に特

離婚後の子の扶養親族認定を巡り裁決

審査会は異なる判断も 同居の請求人の主張退ける

審査請求人(女性)と元夫の双方が子を扶養親族として申告していたところ、重複適用に気づいた大阪市が、子は双方と生計を一にしているとの主張を退ける

大阪市が、離婚後の子の扶養親族認定を巡り、審査請求人(女性)と元夫の双方が子を扶養親族として申告していたところ、重複適用に気づいた大阪市が、子は双方と生計を一にしているとの主張を退ける。審査請求人は、元夫の扶養親族に該当すると認められ、請求人の主張を退ける裁決が1月

に消費税率など変更する可能性がある。そのときにシステムが追いつかないとか、そういうのではみつともないも期待をしたい」と述べた。

基準額等の見直しは39件

8年度税制改正 国税21件、地方税18件

政府は2月24日、予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の点検・見直しに関する関係府省庁連絡会議を開催した。この中で、令和8年度税制改正での基準額・閾値の見直しについて報告があり、与党での議論など税制改正プロセスを経て決定した基準額・閾値の見直し件数は国税で21件(うち据置期間10年以上の税制改正の中で、適時に必要な見直しを検討していく。

税制上の基準額については、今後とも各措置の期限到来時や各年度の税制改正の中で、適時に必要な見直しを検討していく。

が大きな元夫の扶養親族だと認定し、請求人のこれらの税額変更処分を行った。これに対し、請求人が養育費は受け取っていないものの、離婚後は戸籍上も経済的にも元夫とは完全に独立しており、子の養育も一人で担っているとの主張。にもかかわらず、元夫が扶養控除を受けることで請求人の税負担が増加し、実態に基づいて扶養が認定されないのにとり親としての支援が受けられず、実

に子に医療費を負担しているのに医療費控除を受けることもできないなどとして、扶養控除の適用についてより柔軟かつ公平な対応を求めて審査請求をした。

裁判前に本件を審議した大阪府行政不服審査会(学識経験者等で組織する第三者機関)は、元夫は請求人と離婚後に子と同居し、養育費を送金していることは確認できるものの、子は親権者である請求人と同居し、請求人に養育監護されており、元夫と子が世帯を同じくするものとはいえないとして、元夫と子は生計を一にすると認めることはできないと判断。子を元夫の扶養親族と認定し、請求人の扶養控除とひとり親控除の否認を行った同市の判断は妥当ではないとする答申をした。

税のしるべ電子版

https://shirube.zaikyo.or.jp

税のしるべ電子版

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03 (3829) 4141(代)
FAX 03 (3829) 4001
URL https://www.zaikyo.or.jp

一般財団法人 大蔵財務協会

●信頼いただける財協の税務関係図書●

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

武田恒男・松崎啓介 編著

改訂版 加算税の最新実務と税務調査対応Q&A

加算税の種類と目的、重加算税の概念、税務調査と重加算税、重加算税の具体的な対応策、実務の現場でよく起こりうる問題について実務的Q&Aで解説。課税当局、現役税理士の経験を踏まえた、税の専門家、企業の税務担当者必読の書。

橋本満男 著

設備取得を支援する！ 中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制の実務

多くの中小企業者に利用されている中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制は、それぞれ一定の要件が求められており、適用に当たっては法人を取り巻く環境に応じた選択と検討が求められる。本書は、この中小企業の設備取得を支援する2税制を適用するための手引書として、実務的な取扱いについて解説する。

鈴木憲太郎・増尾裕之・松下武史・川瀬智広 共編

令和8年版 所得税基本通達逐条解説

所得税基本通達全項目について前版令和6年2月刊以降の改正事項を網羅的に解説。令和8年版 相続税法基本通達逐条解説

甲斐裕也 編

令和8年版 土地評価の実務

土地評価の実務を多数の質疑応答事例を用いてわかりやすく解説。植松香一 著

七訂版

会社解散・清算の法人税務

大蔵財務協会 編 令和7年4月6日 裁決事例集 第139集

賃上げ促進税制の適用が大幅増

財務省が租特の適用実態を報告

財務省は2月20日、令和6年度の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を公表した。それによると、6年度に法人税関係の租特の適用に必要な適用額明細書の提出があった法人数は前年度比2・3％増の151万7466法人で、76項目（前年度は78項目）の措置について同3・9％増の延べ251万3286件の適用があった。明細書の提出があった法人数、租特の適用件数はいずれも報告書の公表が始まった平成23年分以降、13年連続の増加となる。

租特適用件数の上位10措置は表のとおり。10措置は表のとおり。順位は前年から変動がなかった。前年から順位に変動がないのは2年連続となる。

この中で、4位の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（賃上げ促進税制）は適用件数が15・6％、適用額が31・4％それぞれ増加し、適用が大幅に伸びた。

ただ、同税制は政府が国会に提出した8年度税制改正法案で、大企業向けの措置を現行の法規定よりも1年前倒しとなる7年度末で廃止するとともに、中堅企業向け、中小企業向けともに7年度末で教育訓練費の増加に伴

租特適用件数上位10件（下段は前年度実績）

順位	措置名	適用件数 (件)	適用額 (億円)
①	中小企業者等の法人税率の特例	1,110,966 (1,080,279)	47,129 (45,281)
②	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	669,306 (657,884)	3,847 (3,728)
③	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	295,521 (286,373)	3,125 (2,998)
④	給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	294,287 (254,483)	9,560 (7,278)
⑤	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	33,782 (31,180)	239 (211)
⑥	認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の損金算入の特例	22,589 (22,780)	88 (89)
⑦	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	20,696 (20,853)	1,987 (1,914)
⑧	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	18,412 (17,845)	10,069 (9,479)
⑨	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	12,891 (13,609)	4,792 (4,810)
⑩	中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	7,667 (7,569)	138 (131)

が、適用企業名が明らかにされたとすると、租特の適用をためらう企業が出てくるかもしれない。

また、6年度から新たに適用が始まった租特をみると、事業適用設備を取得した場合等の法人税額の特別控除のうち産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用、生産方式革新事業活動用資産等の特別償却の適用はいずれも0件だった。

このほか、3年度税制改正で創設された特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例は6年度末まで適用実績が1件もない。同特例は8年度税制改正大綱で適用期限をもって廃止することが決まっていることから、このままだと適用実績がゼロのまま7年度末で終了する可能性がある。

ふるさと納税

特例控除に193万円の上限

自治体の寄附金活用可能額は引上げ

令和8年度税制改正では、ふるさと納税制度を見直し、年収が上れば、それに応じて控除額が上昇していた個人住民税の特例控除額に定額上限193万円を新たに設けることとした。給与収入1億円相当の人であれば上限に達し得る。9年寄附分から適用する。また、寄附をする人に直接影響する内容ではないものの、現行でも寄附金の募集に要した費用を寄附金額の5割以下にするよう求めているが、自治体が寄附金を実際に活用できる金額（寄附金活用可能額）を8年10月以降、徐々に引き上げ、11年10月以降は寄附金額の6割以上とすることを求める。間接的に自治体が返礼品の調達に充てる費用が下がる可能性がある。

ふるさと納税制度は0億円となった。ただ、平成20年度の創設から利用拡大に伴って、自治体間の返礼品競争や仲介サイト間の競争も激化。これらを鎮静化

させるため、寄附金に対する返礼品の金額の割合を3割以下とする返礼品を提案するコンシェルジュサービスが存在することなどが

付与の事実上の禁止など制度の見直しが必要と行われてきた。

8年度改正に向けた与党での議論では、個人住民税の特例控除額には上限がないため、高所得者向けの純金製小判30g（寄附額530万円）、高級スーツ仕立券（寄附額3700万円）といった返礼品や、高所得者に対して返礼品を提案するコンシェルジュサービスが存在することなどが

また、税制を利用し集められる自治体への寄附となるので、自治体の区域外に所在する仲介事業者（ポータルサイト運営事業者）などの外部事業者に支払う手数料等をできる限り削減していく必要があるとの判断から、自治体の寄附金活用可能額を寄附金額の6割以上まで引き上げるこ

ととした。そのため経過措置として、8年10月から9年9月末までは同52・5％以上、9年10月から10年9月末までは同55％以上、10年10月から11年9月末までは同57・5％以上とし、11年10月から完全実施する。

外部事業者に支払う手数料等の削減を目的としているものの、自治体が外部事業者への手数料等を削減できない場合は、基準を満たすには返礼品の調達費用などを削るしかない。寄附金額に対する返礼品の内容がこれまでよりも下がることになるかもしれない。

が、適用企業名が明らかにされたとすると、租特の適用をためらう企業が出てくるかもしれない。

また、6年度から新たに適用が始まった租特をみると、事業適用設備を取得した場合等の法人税額の特別控除のうち産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額の特別控除の適用、生産方式革新事業活動用資産等の特別償却の適用はいずれも0件だった。

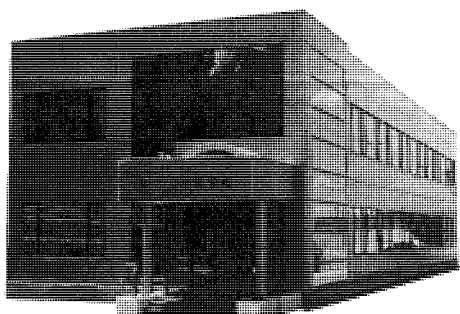
このほか、3年度税制改正で創設された特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例は6年度末まで適用実績が1件もない。同特例は8年度税制改正大綱で適用期限をもって廃止することが決まっていることから、このままだと適用実績がゼロのまま7年度末で終了する可能性がある。

高市内閣2・0が発足し、令和8年度当初予算案と税制改正関連法案が、例年より約1カ月遅れて審議入りした。これらの年度内成立が大きな課題の一つだが、本丸は、高市首相が施政方針演説で述べた「可能な限り当初予算で措置し、毎年補正予算が組まれることを前提とした予算編成との決別」だろう。

★強い経済の実現に不可欠とする危機管理投資や成長投資の予算は別枠で切り出し、成果管理を徹底した上で複数年度の財政出動をコミットするというもの★

民間の予見可能性を高め、事業者が安心して設備投資・研究開発ができるようにすることが目的だ。これまで、予算編成の改革に着手した政権はなかった。長年続けてきた単年度主義から脱却する予算編成改革は「責任ある積極財政」への転換を本気で目指す歴史的な挑戦といえる。（A）

信頼と確かな技術の総合建設業!!



ISO9001 JQA-QM7681 認証登録
ISO14001 JQA-EM6007 認証登録



株式会社 三村興業社

代表取締役 小笠原 國男

本社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

八戸営業所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131

一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

<https://www.15mimura.co.jp>

北国津軽が育んだ、手造りのお酒



豊盃醸造元

三浦酒造株式会社

〒036-8316 青森県弘前市石渡五丁目1-1

TEL.0172-32-1577 FAX.0172-32-1581

●お酒は20歳になってから、おいしく適量を。●妊娠中や授乳期の飲酒は、控えましょう。

税務CGの実施状況を公表

人員不足の指摘事項なども紹介

国税庁は2月20日、令和6事務年度の税務に関するコーポレートガバナンス（税務CG）の充実に向けた取組みの実施状況と、再発防止促進プログラムで把握した取組事例などを公表した。同庁は、自発的な適正申告が期待できる大企業（調査課所管法人）に対しては、「税務CGの充実に向けた取組み」および「申告書の自主点検と税務上の自主監査のための確認表の活用」による協力的手法を通じて税務コンプライアンスの維持・向上を促している。

税務CGの充実に向けた取組みでは、調査として、「金融商品取引法において内部統制報告書の提出義務がある上場企業」「会社法の特官所掌法人の税務調査において内部統制シテムの整備が義務付けられている企業」を挙げていた。また、売上金額、従業員数、事業所数、関係会社数等の事業規模が一定程度ある場合には、税務CGの充実に通じて税務コンプライアンスの維持・向上を促している。

追納時期によっては領収証書が必要

学生納付特例 国民年金保険料を追納し年末調整等で控除

学生納付特例制度により納付を猶予された国民年金保険料を追納した場合において、年末調整や確定申告で本来受けられる社会保険料控除を申告できていない事例が明らかにされた。行政相談をきっかけに検討を行った総務省行政評価局は、追納する時期によっては日本年金機構が発行する控除証明書だけでなく、領収証書の添付が必要になるにもかかわらず、その周知が十分でなく、他の者でも対象になるため、日本年金機構から送付され

体の76%を占め、「良好」が22法人（18%）、「改善が必要」が8法人（6%）だった。評価結果の確認項目別の内訳を見ると、「良好」とされている法人の割合が高い項目は、「経営責任者等の関与・指導」81%、「帳簿書類等の保存状況」78%、「税務に関する情報」74%の順となっている。このほか、「税務調査への的確な対応」は58%、「税務促進させる観点から、把握された誤りについて同様の誤りが生じないようするため、再発防止策の策定・運用を促す」「再発防止促進プ

ローグラム」を実施している。今回、公表された再発防止促進プログラムで把握した取組事例は、次の通り（全事例を電子版に掲載しております）。

【取組事例】（指摘事項）外国子会社合算税制の申告漏れ（再発防止策）（税務（経理）部署の体制を強化し、海外子会社の担当部署が確認に係る確認事項が部署間でバラバラであったため、「統一的な確認票」を作成し、チェック機能を強化。

職員が自らの言葉で政策内容を投稿 財務省が「note」を開始

財務省は2月24日、同省の政策を多くの人に理解してもらうための新たな取組みとして、「財務省note」を開始した。初回の投稿では、片山さつき財務相があいさつとともに、令和8年度の予算案と税制改正で自身や同省職員が心を砕いた点について説明している。今後、「財務省note」では、1カ月に1、2回程度の投稿を目指し、財務省で働く職員が自らの言葉で、政策内容や背景となる考え方を分かりやすく伝えていくとしている。なお、note（ノート）は、個人や企業が、文章、画像、音声、動画を手軽に投稿し、そのコンテンツをユーザーが共有できるメディアプラットフォーム。ブログとSNS機能の両方を併せ持ち、記事を無料で公開できることから、個人や企業が情報発信する場として活用されている。

れる。同あっせんの内容は2月19日に総務省HPで公表された。きつかけとなった行政相談の内容は以下のとおり。

学生納付特例制度で納付が猶予された国民年金保険料について、令和5年8月から6年2月まで、1か月に1回、計7回に分けて追納を行った。追納した額は社会保険料控除の対象になるため、日本年金機構から送付され

た「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を用いて、令和5年の年末調整を行った。しかし、その約1年後、5年10月から12月までに追納した3か月分については社会保険料控除を申告できていないことに気付いた。

日本年金機構は秋頃に、1月から9月に保険料を納付した者に対して、9月までの納付済額と10月から12月の納付見込額を証明する控除証明書を添付して、被保険者は、社会保険料控除の申告時におり、被保険者は、社会保険料控除の申告時に控除証明書を添付する。しかし、この10月から12月の納付見込額に、追納の見込額は含まれていないことに気付いた。

要がある。このことについて、日本年金機構は、控除証明書とHPの年金Q&Aに周知文を記載している。しかし、控除証明書以外の関係書類、特例承認通知書や追納制度の周知用リーフレットなどには周知文の記載はなく、また、HPの学生納付特例制度の案内ページからは最低6回、追納制度の案内ページからは最低5回の

ページ遷移を繰り返さないで周知文が表示されないとして、同あっせんでは、これらの改善を求めている。なお、厚生労働省年金局の公表資料によると、学生納付特例者は5年3月時点で159万人、学生納付特例を受けた者が10年以内を追納を行う割合は6年時点では8・9%となっている（追納できる期間は10年）。



もっと自由に もっと楽しく
日々を彩り 暮らしをデザインする

豊島
▲ TOYOSHIMA
ライフスタイル提案商社
www.toyoshima.co.jp



Best New Machine
最高の新戦力。
どんどん三洋号が、面白くなる。

SANYO
本社：名古屋市千種区今池3-9-21
TEL (052) 733-3401

MARUTA

新しい物流サービスを創造していく
service creation

丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク

高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

名古屋市南区加福
本通2丁目19番地
TEL. 052-611-1151

〒467-0856
愛知県名古屋市長瑞穂区新開町22番20号

TEL (052) 872-3311
FAX (052) 871-1531
URL http://maruta.co.jp

過半数超の自治体 8、9 年度中に導入

8 年 9 月 24 日以後に運用可能

総務省は2月10日、各自治体に対し、令和8年9月から開始が予定されているeL-QRを活用した公金収納に向けた留意事項等の更新を通知した。公金の支払いに地方税統一QRコードのeL-QRを活用するもので、公金の納付書に印字されたeL-QRを読み取ることで、お支払いサイトやスマホ決済を利用してキャッシュレスでの支払いができるほか、eL-QRに対応した金融機関であれば、全国の金融機関窓口での支払いも可能になる。同通知によると、すでに過半数を超える自治体が8年度、9年度中にeL-QRを活用した公金収納を導入する見通しとなっている。

eL-QRを活用した公金収納は、①住民・事業者の利便性向上、②金融機関の事務負担軽減、③自治体の事務負担軽減を目的としている。全国的に共通の取扱いとすることにより、自治体が準備を進めていくことで、公金の電子納付が可能になる。8年9月24日以後、早期の運用開始に向けて各自治体が準備を進めている。仮にこれから準備

地方税収 過去最高を更新へ

8 年度 5.2% 増の 47 兆 8185 億円

総務省は2月20日、令和8年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を公表した。8年度の地方税収は、税制改正で軽油引取税の暫定税率が今年4月1日に廃止されることで4000億円超の減収、同じく今年3月末に自動車税環境性能割が廃止されることで2000億円弱の減収がそれぞれ見込まれるものの、個人住民税、事業税、地方消費税、固定資産税といった税収規模の大きな税目で増収が見込まれることから、7年度見込額より5・2%

増の47兆8185億円を見込み、過去最高を更新する見通し。内訳は道府県税が2兆5470億円、市町村税が25兆2715億円となる。7年度に比べて道府

新株予約権付 融資で報告書

検討会

全国銀行協会は2月19日、同協会が事務局を務める新株予約権付融資に関する検討会が取りまとめた報告書を公表した。同報告書はスタート

に着手する場合でも、8年度から9年度にかけてシステム改修を行うことで、10年4月から収納を開始することは可能であるとしている。対象となる公金は、①いずれの自治体も相当量の取扱件数がある公金(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料)、②その性質上、当該自治体の区域外にも納付者が広く所在する、公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金(道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占

用料等など)、③普通会計に属する全ての公金(歳入歳出外現金のうち、普通会計と同一の口座において受け入れられる公金を含む)並びに公営事業会計に属する公金のうち水道料金および下水道使用料となっている。導入予定の自治体については、公金ごとに8年4月1日時点での各自治体のeL-QR導入予定の状況を調査し、結果を公表する予定としている。

なお、eL-QRは、8年1月31日時点で、47事業者、29アプリでの支払いが可能となっている。

県民税が約4700億円、市町村民税が約6100億円、事業税が4800億円、地方消費税が約8300億円、固定資産税が約4200億円それぞれ伸び、軽油引取税の暫定税率と自動車税環境性能割の廃止に伴う減収を吸収した上で、全体の税収も増加する。

と、金融庁及び法務省のオブザーバー参加のもとで行った議論・整理の内容を取りまとめたもの。

新株予約権の利息該当性の有無の明確化や

所有不動産記録 証明制度で利用可

電子戸籍

アップへの融資形態の一つである新株予約権付融資の普及に向けて課題として指摘されている利息制限法及び出資法上の法務面の課題を中心に、貸手となる金融機関や事業者、借手となるスタートアップ及び法務・会計等の有識者等の幅広い参画

電子戸籍の利用が可能な行政手続 (令和8年2月2日現在)

行政機関	手続内容
外務省	パスポートの申請手続
	在外公館における身分関係事項等に関する証明手続
国家公安委員会	運転免許の本籍情報の変更(マイナ免許証のみを保有している者の場合)
法務省	所有不動産記録証明制度、相続人申告登記

関の間でやり取りされる電子的な戸籍証明書。電子戸籍の利用が可能な行政手続では、

紙の戸籍証明書(戸籍謄本)の添付を省略することができ

8 年度税制改正のポイントを解説

日商 YouTube で動画を公開

日本商工会議所(小林健会頭)は2月19日、「令和8年度税制改正大綱」をもとに、中小企業関係の重要改正項目をコンパクトにまとめたYouTube動画「令和8年度税制改正のポイント」を作成した。

動画では、「事業承継税制特例措置における特例承継計画の提出期限の延長」「消費税イボイス制度における負担軽減措置の拡充・見直し等」「研究開発税制・中小企業技術基盤強化税制の延長・拡充」「大胆な設備投資促進税制の創設」「中小企業向け賃上げ促進税制の維持・継続」「少額減価償却資産の損金算入特例の延長・拡充」「従業員への食事補助に対する非課税上限の引上げ」をピックアップし、図解とともに分かりやすく解説。また、同会議所が毎年政府与党に対して実施している税制改正要望活動や、その成果なども紹介している。

FM ラジオで 税理士をPR

日税連

日本税理士会連合会広報部(桑畑弘道部長)はこのほど、若年層に対する職業説明施策の一環として、TOKYO FMの特別ラジオ番組「日本税理士会連合会Present s 潮紗理菜の税理士さん聞いてみよっ」の

収録を行った。

同企画は、番組リスナーから寄せられた、税理士に関する質問・疑問を、パーソナリティーと税理士の掛け合いの中で回答していくもの。全国のFM放送局38局で2月14日に放送された。

回答役の税理士として、同部の田部純一副部長のほか、近畿税理士会の仲田芽衣会員が出演し、パーソナリティーをアイドルグループ「日向坂46」の元メンバーでタレントの潮紗理菜さんが務めた。番組リスナーからは、「税理士になるにはどうすればいいのか」「税理士のワークスタイルは」などの質問が寄せられ、田部副部長、仲田会員が自身の経験を踏まえて一つずつ丁寧に回答した。

パスワード of AWES Clean

(空気) Air
(水) Water
(熱) Energy
(土) Soil



イクイップメントのサポート商社

株式会社 昭栄

- 本社 〒541-0059 大阪市中央区博労町2丁目3番1号 TEL 06-6262-1241(代) FAX 06-6262-5947
- 本店営業部 〒577-0815 東大阪市金物町6番10号 TEL 06-6725-9311(代) FAX 06-6725-9333
- 支店 東京・大阪・四国・中国・福岡
- 営業所 北関東・千葉・神奈川・山梨・金沢・姫路・松江・北九州・大分・鹿児島

NIPPLA

各種切断砥石



日本プラスチック製砥

株式会社

代表取締役社長 福田 祥司

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1

☎(075)956-1111(代)

おかげさまで 創業360周年 京都・老舗の 総合流通サービス企業

さとうグループ

ネット予約サービス

「お中元」・「お歳暮」・「おせち」をはじめ、冬の味覚「かに」、丹波篠山市特産「黒大豆枝豆」、京都府舞鶴市発祥の京野菜「万願寺甘とう」など、季節に応じた商品のご注文を承っております。 ※季節品承りを実施していない期間もございます。

スマートフォンはこちら → カメラで右の二次元コードを読み取ってください。 パソコンはこちら さとうネット予約 検索

さとうグループ

本部/京都府福知山市東野町1番地 ☎0773(27)0100代 https://www.sato-kyoto.com/

続

傍流の正論

税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

81

長年、租税法における「評価とは何か」を考えてきた身からすると、今回の大綱の「相続税等の財産評価の適正化」に関して用語の使用方法について気にかかるところがある。それは、本稿78回で述べたように、一定の貸付用不動産については、「通常の取引価額に相当する金額によって評価する。」としながら、「課税上の弊害がない限り」取得価額等を基に調整した金額の80%評価でできることとし、小口化商品についても、「通常の取引価額に相当する金額によって評価する」としながら、「課税上の弊害がない限り」適正な売買実例価額等を参考して求めた金額によって評価することができるとしているところ、それぞれの場合の「課税上の弊害がない限り」という用語である。

もともと、「課税上の弊害がない限り」という用語は、各税法の基本通達等においてよく使用されてきた常套句であるが、それは、課税上の原則的取扱いに対し、課税上弊害があれば当該原則的取扱いを適用しない、という場合に使用される。しかし、この用語も、それが不確定概念であることもあって、最近ではあまり使用されなくなっているようである。

他方、評価通達においては、同通達が相続税法上の「時価」の評価額(評価方法)を定めるということから(課税上の問題ではないということから)、「課税上弊害」という用語を同通達の制定時(昭和39年)から使用してこなかった。そして、評価通達における原則的評価に対する例外評価である6項においても、「著しく不適当」という用語を使用し、「課税上弊害」という用語を使用してこなかった。そして、評価通達における原則的評価に対し、初めの個別通達によってその例外の取扱いを定めたいわゆる負担付贈与通達(平成元年発出)においても、意図して「課税上弊害」という用語は使用してこなかった。

「課税上弊害」

ところが、平成6年の評価通達の改正によって、同通達27―2が定期借地権等の価額の評価方法を定め、定期借地権等の価額は、原則として、借地権者に帰属する経済的利益等を基として評価するが、「課税上弊害がない限り」、その定期借地権等の目的になっている宅地の自用地価額に、所定の算式により計算した数値を乗じて計算した金額によって評価する」とした。その後、定期借地権等の対象となっている貸宅地(底地)の価額につき、その自用地の価額から前掲通達の定めによって算定した定期借地権等の価額等を控除する方法が実態に合わないという批判が生じ、国税庁は、実態調査を踏まえて、平成10年、「一般定期借地権の目的となっている宅地の評価に関する取扱いについて」という個別通達を発出している。

これによると、一般定期借地権の目的となっている底地の価額は、課税上弊害がない限り、当分の間、路線価図の借地権割合に応じ、自用地の価額の55%から75%で評価できることになる。そして、「課税上弊害がない」場合とは、一般定期借地権の設定等の行為が専ら税負担回避を目的としたものでない場合をいうほか、この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる場合をいうと定めている。

このような個別通達の規定を見てみると、評価通達6項と課税上の租税回避防止が混乱しているものと考えられる。そもそも、評価通達(それに関する個別通達を含む)は、相続税法上の「時価」の解釈・適用に関するもので、各財産の客観的交換価値を純粋に追求するものであろうし、6項も、客観的交換価値と原則的評価額である標準価額と開差を埋めるための補完規定であるはずである。換言すると、評価の適正化が行われている限り、租税回避行為も生じないであろうし、租税回避を防止するために評価の適正化をするのではないはずである。要するに、順序を逆にすべきではないはずである。

このように考えれば、今回の大綱にいう「課税上の弊害がない限り」という不確定概念をことさらに持ち込まなくとも、貸付用不動産の評価の適正化に的を絞って、その方法を論じれば足りるはずである。

便宜的に、総床面積に占める事業用スペースの割合を水道光熱費(家事関連費)に乗じて、必要経費の金額を算出しているケースが見受けられます。しかし、広さと利用料との間に直接的な因果関係が認められない以上、税務調査の際に合理的でないとの指摘を受けかねないので注意を要します。

⑤旅費交通費 業務の遂行上要したバス・タクシー代、電車賃、船舶・航空運賃のほか、ホテル等の宿泊費などで客観的にみてその業務に直接関連するものは必要経費に算入します。事業用車両を使用して営業活動を行う場合の高速代は旅費交通費に含まれますが、ガソリン代は消耗品費として処理します。海外渡航費も、業務の遂行上直接必要と認められ一定の要件に当てはまれば、必要経費に算入します(所基通37―16～37―22)。ところで、不動産所得は、不動産の貸付けによる所得であるところ(所法26①)、旅費交通費を計上するに当たっては、それが客観的にみて不動産の貸付けと直接関連するものなのかどうかをまず検討しなければなりません。例えば、賃貸物件が遠方にあり、その物件を自ら保守点検をするために電車やタクシーを利用したというのであれば、その電車賃等は必要経費に算入して差し支えないものと考えます。他方、新規賃貸物件を取得するに当たり、現地調査に要した旅費交通費を必要経費に算入した裁決事例では、業務の遂行上直接必要であった部分が証拠上明らかでないとして認められませんでした(裁決平23.3.25)。青色決算書と収支内訳書の各不動産所得用に、いずれも旅費交通費が予め記載されていないのは、こうした理由が背景にあるからなのかもしれません。

不動産所得の必要経費に旅費交通費の計上は注意 不動産の貸付けと直接関連するか検討を

必要経費を考える

■税理士 日高 大開

21

必要経費と勘定科目(2)

③荷造運賃 商品を販売するに当たって要した包装資材の購入費、荷造りのための人件費、送付手段となる運賃などは必要経費に算入します。昨今、個人間のインターネット取引が賑わいをみせていますが、物品を販売する側(出品者側)が、送料を負担するケースが多いとされます。その場合の送料は、荷造運賃で処理することになります。なお、物品を仕入れて販売する際のその仕入物品に係る荷造運賃は、棚卸資産の取得価額に算入します(所令103①一イ)。また、業務に使用する機械や装備類の購入のために支払った荷造運賃は、減価償却資産の取得価額に算入します(所令126①一イ)。

④水道光熱費 店舗や事業所で要する水道料、電気料やガス代のほか灯油の購入費などは必要経費に算入します。青色決算書と収支内訳書の各不動産所得用には、いずれも水道光熱費が予め記載されていませんが、賃貸物件の共用部の電気代を直接負担しているような場合は、水道光熱費として必要経費に算入します。なお、店舗や事業所が自宅と兼用となっている場合は、使用頻度などにより合理的に区分できるときは、その区分に応じた金額を必要経費に算入します(所令96、所基通45―2)。

プチ・コール
PRO・smart

GPN
エコ商品ねっと
掲載商品

再生
プラスチック
使用

スタンプ台なしで使える浸透印は素早く簡単に連続捺印できます。
12mmから30mmまでの豊富なラインナップ!!



プチコール PRO15

プチコール smart24

電子申告済

32.12.28

山本

税理士事務所

こころをひと押し
サンビー株式会社

〒543-0031 大阪市天王寺区石ケ辻13番10号
ホームページアドレス <https://www.sanby.co.jp/>

お風呂の
芯体験



医薬部外品



ONLINE SHOP
はこちら



Instagram
はこちら

ふんだんに使った生薬が
身体を芯まで温める。

生薬の巡り湯

生薬はじめ有効成分が
溶け出し湯へ広がる。
温浴効果とともに、
巡れ、全身へ。

気分を高めてくれる生薬とスパイシー
ローズウッドの香り。生薬配合により
上質で贅沢なお風呂のひとつを楽し
めます。保湿成分のホホバオイルが、
お肌のきめを整えてくれます。

自然のあらゆる恵みを紡ぎ
人と社会を、あたためる。

松田医薬品株式会社

〒783-0052 高知県南国市左右山 229-1
TEL.088-862-1666 FAX.088-862-1770

Kihara
Electric Appliance & Systems

木原興業株式会社

本社
岡山市北区田町1丁目4番15号 〒700-8701
TEL(086)225-2291(代表) FAX(086)225-2250

支店
大阪市・今治市

裁決事例集

277

裁決のポイント

外国子会社合算税制における「非関連者基準」の規定である「当該各事業年度の収入保険料のうち」に「関連者以外の者から収入する収入保険料」の占める割合が50%を超えないと判断した事例。

原処分庁が、審査請求人に係る外国関係会社は、その主たる事業が保険業であり、いわゆる非関連者基準を満たさないことから、請求人に係る対象外国関係会社に該当し、外国子会社合算税制の適用があるなどとして法人税等の更正処分等を行ったのに対し、請求人が、原処分庁が前提とした法律関係を変更する旨、関係当事者が合意したことなどから、当該外国関係会社は非関連者基準を満たし、請求人に係る対象外国関係会社に該当しないため、外国子会社合算税制の適用はないなどとして、原処分の一部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は、当該外国関係会社は非関連者基準を満たさないとして、処分は適法とした（令和7年6月5日付、公表裁決）。

基礎事実等

請求人は、製材機械器具及び木工機械器具の製造及び売買等を目的とする内国法人。K社は、米国X州改正法で認可されたスポンサードキャプティブ保険会社の保護セルの参加者になることを目的とする外国法人である。

K社は、スポンサードキャプティブ保険会社であるM社との間で、参加合意書を締結し、M社が設定した保護セルの参加者として、米国X州で保険業を営んでいる。K社の各事業年度において、K社は、請求人に係る租税特別措置法第66条

編集部編

請求人に係る外国関係会社は非関連者基準を満たさない

の6第2項第1号に規定する外国関係会社に該当し、請求人はK社の措置法施行令第39条の14の3第28項第1号に規定する関連者に該当し、K社は請求人に係る措置法第66条の6第2項第2号に規定する特定外国関係会社に該当しない。

請求人は、米国X州で設立されたR社との間で、K社が、M社を通じて、請求人の特定の保険リスクをR社に譲渡し、また、R社により引き受けられた請求人以外の者の保険リスクを一部引き受けける場合があることについて合意した。

請求人は、N社との間で各損害賠償責任保険契約を締結し、一般社団法人S、T社との間で各約定履行費用補償契約を締結した。

P社は、N社から、各損害賠償責任保険契約に基づくN社の保険責任の全部または一部を譲り受けた。Q社またはU社（これらのいずれかを指して各U社）は、P社、一般社団法人SまたはT社から、当該3法人が負う各約定履行費用補償契約に係る保険責任の全部または一部を譲り受けた。

M社は、K社のために、①各U社との間で、保険責任の一部を譲り受ける旨合意し、②R社との間で、保険責任の81%相当額の保険料を支払う旨合意し（本件各再保険料）、③R社との間で、K社を含む保護セルの参加者からR社が引き受けた保険責任のうち、K社の関連会社等に係る保険責任を除いたものをM社が引き受け、本件各再保険料とほぼ同額の保険料を、R社がM社に支払う旨を合意した。

V社は、M社及び各保護セルのために、X州保険局の担当者に対し、M社が各保護セルのために各U社から譲渡を受けていた保険リスクの一部について、各U社からR社に譲渡されたこととすることの承認を求め、当該担当者は、これを承認した。

M社は、K社のために、各U社との間で、引き受ける保険責任を、当初の19%（または49%）とする旨合意した。R社は、各U社との間で、M社がK社のために引き受ける保険責任の81%（または51%

）をR社が譲り受ける旨合意した。主な争点は、K社は、K社の各事業年度において非関連者基準を満たすか否か。具体的には、K社の各事業年度におけるK社の収入保険料のうちに、K社の非関連者から収入する収入保険料の額の占める割合が100分の50を超えるか否か。

請求人の主張

K社が外国子会社合算税制の非関連者基準を満たすか否かの判断に当たって、措置法施行令第39条の14の3第28項第5号に規定する「当該各事業年度の収入保険料」の金額については、①X州法上、K社は直接保険リスクを引き受けることができないこと、M社は受け取った収入保険料の全額をK社に支払っていないという金銭の流れや、K社はそれを前提とした会計処理を行っていること、また、②関係当事者が真に意図していたのは、最終的にK社は請求人に係る保険リスクのうち一部のみを引き受けるものであったため、監督官庁の承認を得た上で、再保険契約等の内容を趣味的に修正した点などからすれば、請求人に係る保険リスクの一部をR社に移転するための保険料（本件保険料）を除いた金額（再保険契約修正後の収入保険料の金額と同額となる）とすべきである。

審判所の判断

①K社が請求人に係る保険リスクを引き受けるために締結した再保険契約等においては、K社が引き受ける請求人に係る保険リスクが一部であるとの記載がないことなどからすれば、K社の各事業年度の収入保険料の計算において本件保険料を除く理由はなく、また、②再保険契約が変更されたのは、K社の各事業年度の終了後であって、K社の各事業年度において有効に存在していたのは変更前の再保険契約であることなどからすれば、本件においては、変更前の再保険契約に基づいて、K社の収入保険料の金額を判断するのが合理的であると認められる。

注目の二冊

中小企業

投資促進税制・経営強化税制の実務（令和8年改訂版）

橋本 満男 著

中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制の適用に当たっては、法人を取り巻く環境に応じた選択と検討が求められる。本書は、この中小企業の設備取得を支援する2税制を適用するための手引書であり、中小企業の生産性向上や経営基盤強化を後押しする2税制をQ&Aを交えて徹底解説。

今回の改訂では、中小企業の成長を後押しし、中堅企業への成長ポテンシャルが高い売上高が100億円を超える中小企業（100億企業）の創出を推進するため、令和7年度税制改正で創設された中小企業経営強化税制のE類型（経営規模拡大設備等）について詳説。

「特別償却等の償却限度額の計算に関する付表」及び中小企業投資促進税制の「中小企業者等が機械等取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書（別表6（15）」、「中小企業経営強化税制の「中小企業者等が特定経営力向上設備等取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書（別表6（23）」の記入のチェックポイントも記載。

A5判、356ページ。定価3080円（税込み）。申し込みは、（一財）大蔵財務協会販売局（TEL03-3829-4141、FAX03-3829-4001）。



BE AN EXPLORER.
日 険 し ょ う 。



BEMAC 株式会社

本社・海老江工場：〒774-0032 徳島県海部郡海部町5番地 TEL 0876-25-2222
東京本社：TEL 03-6556-8211 大阪支社：TEL 06-6476-6611

社会に貢献する
優良企業

カミ商事グループ
カミ商事株式会社

代表取締役社長 井川 博明
愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号
電話（〇八九六）代表二三一五四〇〇

愛媛製紙株式会社

代表取締役社長 井川 和寛
愛媛県四国中央市村松町三七〇番地
電話（〇八九六）二四一三三三〇

日本興運株式会社

代表取締役社長 井川 正
愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号
電話（〇八九六）代表二四一一五五〇

【暗号資産に分離課税導入】投資家保護のための説明義務をはじめとする健全な取引環境の構築に向けた法整備等への対応を前提に一定の暗号資産に限り、現物取引、デリバティブ取引、ETFから生じる所得に分離課税（所得税15％、個人住民税5％）を導入する。あわせて3年間の繰越控除

個人所得課税⑥

令和8年度
税制改正大綱を読む

編集部編

9

暗号資産取引に分離課税導入へ 青色申告特別控除は見直し

制度も創設する。現在、暗号資産取引で生じた損益は原則、雑所得（その他雑所得）に区分され、総合課税の対象となるので、税率は所得税と住民税をあわせて最高55％となっている。大綱では、居住者等が暗号資産取引業を行う者に対して暗号資産（金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産等に限る。以下、特定暗号資産）の譲渡等をした場合、その譲渡等による譲渡所得等は他の所得と分離して20％の税率で課税するとしている。

近く国会に提出する見込みの金融商品取引法の改正案の施行日の翌年1月1日以後に行う特定暗号資産の譲渡等に適用する。【青色申告特別控除の見直し】会計ソフトの普及や電子申告割合の向上を踏まえ、青色申告特別控除を見直す。具体的には、これまで青色申告特別控除は最高65万円だったが、複式簿記と電子申告を行った上で①優良な電子帳簿（訂正削除履歴の保存）か、②請求書データ等との自動連携をしている場合は控除額を75万円、複式簿記と電子申告だけの場合は控除額を65万円とする。他方、これまでは複式簿記なら書面申告でも控除額が55万円だったが、見直し後は書面申告の場合は控除額を10万円とする。

また、簡易簿記による控除（10万円）の適用は、事業所得もしくは不動産所得に係る前々年の収入が1000万円以下（事業所得と不動産所得がある場合はいずれも1000万円以下）の納税者または事業としての規模に満たない不動産所得者もしくは山林所得者に対象を限定する。9年分以後の所得税に適用する。【防衛特別所得税の創設】復興特別所得税の税率を2・1％から1・1％に引き下げ、代わりに所得税額に対して税率1％の新たな付加税として防衛特別所得税を課す。なお、復興財源確保のため、復興特別所得税は課税期間を令和29年まで10年間延長する。9年分以後の所得税等に適用する。

源泉所得税の
不思議

税理士 永田 金司 ⑨

源泉所得税のプレプリント作成納付書の取扱いの不思議

申告納税制度の根幹は、自主申告と納税にあります。そのためか、確定申告期限が納税期限でもあります。

ところで、昨今のDXに対する認識の深化と税務ソフトの普及により、e-Taxを利用して申告及び納税をする企業も着実に増加してきているところです。

他方、納税についてのダイレクト納付、インターネットバンキング等の利

なぜ、源泉所得税だけ銀行でパソコンプレプリント納付書での納税ができない？

用による納付及びクレジットカード、いわゆるキャッシュレス納付については、さらに一層の普及が望まれるところかと思えます。

やはり、まだまだ日本人の心理的感覚としては、銀行等や郵便局の窓口で直接納付することで、納税した実感が生じているのかと思ったりもします。

ところで、法人税や所得税の納付書（領収済通知書、領収控及び領収証書）は、自らパソコンで作成しプレプリントした納付書でスムーズに納付ができます。

しかし、源泉所得税のいわゆる納付書（例：給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（給）領収済通知書）は、定期的に税務署から源泉所得徴収義務者に送付されてきますが、誤記入などで用紙が不足したので、パソコンからのプレプリント納付書を銀行等に持参して納税しようとしたところ、「サイズが合わない？」として、この用紙での納税は受付できないと断られたケースがありました。そのため、税務署に出向き、官製の納付書で改めて納税

した事例があります。

いわゆる源泉所得税の納付書には、上記の①給与所得・退職所得の納付書（毎月納付と、半年分まとめて納付できる納期の特例の2種類あります）、②報酬・料金等の納付書、③配当等の納付書、④非居住者・外国法人の所得についての納付書など9種類があります。

金融機関において、法人税や所得税の納付書を備えていても、源泉所得税の納付書は置いていないのが現状かと思えます。

税務署から送付される官製の納付書は給与等の納付書に限られており、その他の種類の納付書が必要な場合には、税務署に出向いて入手しています。

いずれにしても、パソコンで作成した源泉所得税納付書プレプリント用紙で、すべからくの金融機関で納税がスムーズにできるなら、この上なく源泉徴収義務者にとって便利なのですが、

現状、納付できなかったことがあったのが不思議です。

【追記1】

推察するに、税務署から送られる官製納付書には、税務署番号、整理番号及び源泉徴収義務者名と住所が印字されており、これを基に税務署では毎月の納付既来済を整理出来るよう手当されています。

国税庁ホームページでも、「会計ソフトで作成印刷したものは、機械処理による情報等の読み取りが正しく行えず、ご不便をお掛けします」とのお願いをしています。このこともあって、銀行側では、例えば整理番号の合致の確認ができない場合を心配したのかもかもしれません。

【追記2】

確定申告期が近づいたので、某税務署に出向き確定申告書（第1表、第2表）用紙の複数部を請求したところ、国税庁ホームページからプリント願いたいとして、1部のみでの交付でした。

源泉所得税納付書の対応との違いが不思議です。

TAX
ナンバー
プレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5年度におけるスマホアプリ納付の利用件数になります。

答え＝

A

B

 万件

ナンプレの予想難易度：8

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。
パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 3月8日(日)

前回の答え

1

1

8

9

 万件

真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研 介
高松市福田町13番地3
TEL (087)821-3913



水口酒造株式会社 愛媛県松山市道後喜多町3-23
tel. 089-924-6616 fax. 089-924-3707

